

令和4年第3回遠軽地区広域組合議会（定例会）会議録

1 期 日 令和4年12月8日（木曜日） 10時00分開会  
2 場 所 遠軽町議会議場

---

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明  
日程第 4 報告第1号 令和3年度遠軽地区広域組合一般会計継続費について  
日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 6 議案第1号 遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について  
日程第 7 議案第2号 遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について  
日程第 8 議案第3号 令和4年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）  
日程第 9 認定第1号 令和3年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について

---

出席議員（12名）

1 番	渡 辺 清 夏 君	2 番	小 形 秀 和 君
3 番	渡 部 正 騎 君	4 番	山 本 悟 君
5 番	高 田 映 二 君	6 番	高 橋 紀 久 君
7 番	秋 元 直 樹 君	8 番	山 本 栄 子 君
9 番	黒 坂 貴 行 君	10 番	村 田 一 志 君
11 番	佐 藤 昭 男 君	12 番	杉 本 信 一 君

---

列席者

管 理 者 佐々木 修 一 君 代表監査委員 村 瀬 光 明 君

---

出席説明員

副 管 理 者	武 田 温 友 君	副 管 理 者	刈 田 智 之 君
副 管 理 者	舟 木 淳 次 君	会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君
事 務 局 長	門 脇 和 仁 君	次 長	兼 田 信 広 君
消 防 長			

消 防 署 長 会 田 政 敏 君 総 務 課 長 宗 村 政 彦 君  
消 防 課 長 菊 地 貴 博 君 予 防 課 長 林 史 久 君  
衛 生 施 設 課 長 田 宮 克 彦 君 出 納 課 長 遠 藤 新 一 君  
総 務 課 主 幹 兼 田 篤 君

---

#### 事務局出席者

事 務 局 中 村 正 憲 君 事 務 局 安 念 亮 太 君  
事 務 局 西 川 広 大 君

---

10時00分 開会

#### ○議長（杉本信一君）

本日をもって招集されました、令和4年第3回遠軽地区広域組合議会定例会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして諸般の報告をします。

#### ○事務局（中村正憲君）

御報告いたします。

本日の出席議員は、12名であります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局からの出席者につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日の議事日程は9までとなっております。

なお、工事等の発注状況を配付しておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（杉本信一君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、1番、渡辺議員、11番、佐藤議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「管理者の行政報告と提出案件要旨説明」を求めます。

佐々木管理者。

### ○管理者（佐々木修一君）

令和4年第3回遠軽地区広域組合議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、遠軽町と整備の検討を進めてまいりました新庁舎建設についてであります。遠軽町が住民説明会や意見募集による町民の意見などを踏まえて「遠軽町新庁舎建設基本計画」を策定し、新庁舎建設を決定したことに合わせて、事務局・消防本部・消防署庁舎につきましても現庁舎と同じく遠軽町本庁舎に併設する一体的な新庁舎を建設することとしましたので、御報告いたします。

建設から50年を迎え老朽化した現在の庁舎は、耐震基準を満たしていないことや、大規模化・多様化する災害に対応するため建設当時の想定を超えた車両台数の増加や大型化と、高機能消防指令センターの整備等に伴い、それを扱う人員の増加などにより狭あい化しており、大規模災害が発生し北海道広域消防相互応援や緊急消防援助隊などの要請をした際の指揮本部機能が十分に発揮できない恐れがあります。

新庁舎建設に当たっては、令和7年度までに完成することで、地方交付税措置のある緊急防災・減災事業債を活用できることと、現在のスタイルと同じように遠軽町本庁舎に併設することで施設や設備の共有化を図った、建設費用の縮減、ランニングコストに考慮した庁舎とする判断をいたしました。

今後、限られた日程の中で、新庁舎建設を進めてまいります。現庁舎の課題を整理し、災害に強く、機能的で柔軟性のある庁舎となるよう努めてまいります。

次に、令和4年第2回遠軽地区広域組合議会（臨時会）以降における行政について、御報告いたします。

衛生関係の一般廃棄物最終処分場建設事業については、実施設計業務を進めているところであります。

次に、マテリアルリサイクル推進施設建設事業については、基礎工事が完了し、機械類の設置も順調に進んでいるところであります。

また、ごみ焼却施設事業等につきましては、機器類に大きな故障もなく安定稼働しており円滑な処理が行われている状況であります。

次に、消防関係につきまして申し上げます。

5月17日より北海道消防学校初任教育課程に入校しておりました新規採用職員ですが、8月19日に同課程を無事修了し、消防署にて勤務をしております。

10月末日現在の火災発生状況につきましては、建物火災が6件、車両火災が4件、その他火災が4件の合計14件で、昨年同時期と比較しますと6件の減少となっております。

これから寒さも厳しくなり、火気の使用が増加し火災発生リスクが高まってまいりますので、予消防に力を注いでまいり所存であります。

同じく、10月末日現在の救急出場状況につきましては、出場件数が1,513件、搬送人員は1,422人であり、昨年同時期と比較しますと、出場件数が142件、搬送人員が129人、

それぞれ増加となっております。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

報告第1号「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計継続費について」は、令和3年度遠軽地区広域組合一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和2年度、3年度の2か年度で行いました最終処分場整備事業に係る継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものであります。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、専決処分をいたしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第1号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」は、令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改定するため本条例を定めるものであります。

議案第2号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定するため本条例を定めるものであります。

議案第3号「令和4年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）」については、職員の給与改定等により、歳入については、繰越金を追加計上するものであります。

歳出については、衛生費及び消防費に職員給与改定等に伴う給料、職員手当等、共済費を追加計上するほか、燃料費調整額の変動により需用費を追加計上するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、遠軽町との一体的な庁舎建設をするため、事務局・消防本部・消防署新庁舎建設基本・実施設計業務費用といたしまして、令和4年度から令和5年度までの期間に、92,400千円を限度額として、遠軽町新庁舎建設基本・実施設計業務負担金の債務負担行為を設定するものであります。

認定第1号は「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」であります。

歳入の決算総額は、18億54,006千円、歳出の決算総額は、18億1,685千円で、歳入歳出差引残額は、52,321千円となっております。

これらにつきましては、監査委員の意見書を付して、議会の認定を求めるものであります。

さらに、令和3年度組合事業の詳細につきましては、別冊の事務報告のとおりでございますので、御参照をお願い申し上げます。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当課長等から詳細に、御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（杉本信一君）

日程第4、報告第1号「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計継続費について」を、議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

### ○総務課長（宗村政彦君）

報告第1号令和3年度遠軽地区広域組合一般会計継続費について御説明いたします。

令和3年度遠軽地区広域組合一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製して報告するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、令和3年度遠軽地区広域組合一般会計継続費精算報告書です。

次のページをお開き願います。

3款衛生費、1項清掃費、最終処分場整備事業につきましては、令和2年度から令和3年度の2か年で事業を実施したもので、全体計画6,380万円に対し実績6,380万円となったものです。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

### ○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計継続費について」を終わります。

日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

### ○総務課長（宗村政彦君）

承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

次のページ、専決第1号専決処分書をお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したものであります。

専決処分を行った日は、令和4年9月15日です。

専決処分の理由は、国家公務員における妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に鑑み、職員の育児休業の取得回数制限を緩和するほか、所要の規定を整理する必要が生じたことから本条例を定めたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例（抜粋）新旧対照表の1ページを

お開き願います。

第2条は、育児休業をすることが出来ない職員の規定であり、第3号アの（ア）に「当該子の出生の日から、第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、当該期間の末日から6か月を経過する日」を加えることにより、子の出生後57日間以内に育児休業をしようとする場合における非常勤職員の任用見込み期間の要件を緩和するものであります。

次の改正後の第3号イの（ア）及び（イ）につきましては、規定の整理であります。

2ページから3ページにかけての第2条の3は、育児休業をすることができる期間の規定であり、第3号の改正は、子の1歳6か月到達日までを育児休業の期間とする規定で、これまでは1歳到達日の翌日を育児休業の初日としていたものを、配偶者が育児休業を取得している場合は、その期間の末日が1歳到達日以後である場合には、1歳到達日に限らず、その期間の末日の以前の日を育児休業の初日とすることができるよう改めるものであります。

また、特別の事情がある場合には再度の取得を可能とするものであります。

第2条の4は、特に必要と認められる場合、子の2歳到達日まで育児休業をすることができる場合の規定であり、これまでは1歳6か月到達日の翌日を育児休業の初日としていたものを、配偶者が育児休業を取得している場合は、その期間の末日が1歳6か月到達日以後である場合には、1歳6か月到達日に限らず、その期間の末日の以前の日を育児休業の初日とすることができるように改めるものであります。

また、特別の事情がある場合には再度の取得を可能とするものであります。

現行の「第2条の5」は、条を移動するもので、引用する法の改正に伴い、同条を削り「第3条の2」として新たに規定するものであります。

現行の第3条第5号を削ることにつきましては、これまで再度の育児休業を取得する際には、育児休業等計画書の提出を必要としておりましたが、育児休業の取得が原則2回まで可能となったことから、同号を削り第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

第11条第6号の改正は、再度の育児休業等の取得時に育児休業等計画書の提出を必要としなくなったことから、育児短時間勤務を取得する際の様式として改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしましては、第1項としてこの条例は、令和4年10月1日から施行するものであります。

経過措置として、第2項でこの条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対する、この条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び、第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例によるものであります。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

#### ○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第1号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」を議題とします。  
提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

#### ○総務課長（宗村政彦君）

議案第1号遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改定するため本条例を定めるものであります。

本年の給与改定につきましては、給料月額、勤勉手当の支給割合を改定するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部を改正する条例です。

この条例は、施行期日の違いにより2条の構成となっています。

改正の内容につきまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料の1ページ、遠軽地区広域組合職員給与条例（抜粋）新旧対照表（第1条関係）をお開き願います。

第1条関係は、令和4年度に影響する改正であります。

第25条の2は、勤勉手当の支給割合に関する規定であります。

第1号において、再任用職員以外の職員の支給割合を「100分の95」から「100分の105」に改め、年間の支給割合を0.1か月分引き上げ、「100分の200」にするものであります。

第2号において、再任用職員の支給割合を「100分の45」から「100分の50」に改め、年間の支給割合を0.05か月分引き上げ、「100分の95」にするものであり、改定は12月1日に遡って適用するものであります。

別表第1は、一般職給料表でありまして、給料月額を平均0.3%引き上げるものであります。

具体的には、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、一般職大学卒の初任給を3,000円、高校卒の初任給を4,000円、それぞれ上げるとともに、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行うものであり、改定は4月1日に遡って適用するものであります。

参考資料の7ページ、遠軽地区広域組合職員給与条例（抜粋）新旧対照表（第2条関係）をお開き願います。

第2条関係は、令和5年度から影響する改正であります。

勤勉手当は、6月期と12月期の年2回支給されることから、第1号において再任用職員以外の職員の支給割合を「100分の105」から「100分の100」に改めることにより、年間の支給割合を、「100分の200」にするものであります。

第2号において、再任用職員の支給割合を「100分の50」から「100分の47.5」に

改めることにより、年間の支給割合を「100分の95」にするものであり、改定は令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で、参考資料の説明を終わりました、別紙にお戻り願います。

附則、施行期日等といたしまして、第1項、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第2条に規定は令和5年4月1日から施行するものであります。

第2項第1条の規定、「遠軽地区広域組合職員給与条例（以下「給与条例」という。）第25条の2、第1項の改正規定を除く。」による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適用する。

第3項第1条の規定、「給与条例第25条の2、第1項の改正規定に限る。」による改正後の給与条例の規定は令和4年12月1日から適用する。

第4項は、給与の内払いとみなすことを規定しています。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

#### ○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第2号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

#### ○総務課長（宗村政彦君）

議案第2号遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定するため本条例を定めるものであります。

給与改定につきましては、一般職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。



参考資料、遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（抜粋）新旧対照表の1ページをお開き願います。

令和4年人事院勧告に基づいた一般職給料表の改定に伴い、所要の改定を行うものであります。以上で、参考資料の説明を終わります。別紙、遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例にお戻り願います。

附則といたしましては、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

#### ○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号「令和4年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

#### ○総務課長（宗村政彦君）

議案第3号令和4年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和4年度遠軽地区広域組合の一般会計補正予算第1号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,848万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,251万3千円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入から御説明いたします。

5款繰越金1項繰越金に1,848万2千円を追加し、2,248万2千円とするものです。

これによりまして、歳入合計21億4,403万1千円に1,848万2千円を追加し、総額を21億6,251万3千円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

3款衛生費1項清掃費に609万2千円を追加し、9億2,139万8千円とするものです。

次に、4款消防費1項常備消防費に1,239万円を追加し、9億9,567万5千円とするものです。

これにより、4款消防費の総額を12億2,652万4千円とするものです。

これによりまして、歳出合計21億4,403万1千円に1,848万2千円を追加し、総額を21億6,251万3千円とするものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

2ページを御覧願います。

債務負担行為につきましては、遠軽町との一体的な庁舎建設をするため、新庁舎建設基本・実施設計業務費用といたしまして、遠軽町新庁舎建設基本・実施設計業務への負担金といたしまして、令和4年度から令和5年度までの期間につきましては、9,240万円を限度額として、債務負担行為を定めるものであります。

債務負担行為にかかる調書につきましては、10から11ページに記載をしておりますので、後ほど御照覧をお願いいたします。

次に、3ページの歳入歳出補正予算、事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から御説明いたします。

6ページをお開き願います。

3款1項1目清掃総務費9万2千円の増額につきましては、給与改定により一般職給、勤勉手当を補正するものです。

次に、3款1項2目し尿処理費600万円の増額につきましては、燃料費調整額の変動により、10節需用費、電気料を補正するものです。

次のページ、お開き願います。

4款1項1目消防費1,239万円の増額につきましては、4月の人事異動に伴う調製、給与改定等により、2節給料について142万円の増額、3節職員手当等について812万円の増額、4節共済費について85万円の増額、燃料費調整額の変動により、10節需用費について電気料200万円を増額するものです。

次に、2歳入について御説明いたします。

4ページをお開き願います。

5款1項1目繰越金1,848万2千円の追加は、し尿分600万円、塵芥分9万2千円、消防分1,239万円を追加するものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

#### ○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第3号「令和4年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、認定第1号「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」を、議題とします。

提出者の説明を求めます。

奥山会計管理者。

#### ○会計管理者(奥山隆男君)

認定第1号「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算について」議会の認定を受けるものであります。

説明資料につきましては、赤番2、令和3年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書、赤番3、令和3年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算審査意見書、赤番4、令和3年度遠軽地区広域組合財産に関する調書、赤番5、令和3年度遠軽地区広域組合一般会計における主要な施策の成果、赤番6、令和3年度事務報告の5冊であります。

赤番2、令和3年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書、1ページをお開き願います。

歳入に係る款及び項における決算額になります。

予算現額合計18億4千844万6千円に対し、収入済額合計18億5,400万6,549円、不納欠損額、収入未済額、ともに0円。

予算現額と収入済額との比較は、556万549円となっております。

2ページをお開き願います。

歳出に係る款及び項における決算額になります。

支出済額合計18億168万5,328円、翌年度繰越額0円、不用額及び予算現額と支出済額との比較、ともに4,676万672円、欄外下段に記載の歳入歳出差引残額、5,232万1,221円でございます。

3ページを御覧願います。

歳入の決算状況でございます。

1款1項負担金、収入済額16億4,900万4千円、構成町からの議会事務局、し尿、塵芥、リサイクル及び消防の各負担金であります。

2款1項使用料、収入済額19万4,769円、生田原消防会館及び行政財産使用料であります。

2款2項手数料、収入済額1億312万9,660円、4ページのし尿等処理手数料及び一般廃棄物処理手数料などあります。

3款1項国庫補助金、収入済額2,709万6千円、循環型社会形成推進交付金及び消防団設備整備費補助金であります。

4款1項寄附金、収入済額0円。

5 ページを御覧願います。

5 款 1 項繰越金、収入済額 6, 1 4 6 万 2, 6 1 5 円、6 款 1 項預金利子、収入済額 1 万 2, 6 4 4 円、6 款 2 項雑入、収入済額 1, 3 1 0 万 6, 8 6 1 円、リサイクル容器売払収入、リサイクル有償入札拋出金、消防自動車売払金などがあります。

次に、歳出を御説明いたします。

7 ページをお開き願います。

1 款 1 項議会費、支出済額 5 0 万 5, 3 0 0 円、議会活動に要した経費であります。

2 款 1 項総務管理費、支出済額 2 6 5 万 1, 0 5 0 円、役務費の通信運搬費、電算システム保守委託料などがあります。

8 ページを御覧願います。

2 款 2 項監査委員費、支出済額 2 1 万 2, 8 6 0 円、監査業務に要した経費であります。

3 款 1 項清掃費、支出済額 6 億 3, 9 0 4 万 1, 2 9 7 円、職員人件費、収集業務等委託、ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業、最終処分場建設に係る調査設計等業務委託及びリサイクル事業の運営費などの経費であります。

1 3 ページをお開き願います。

4 款 1 項常備消防費、支出済額 9 億 6, 0 7 2 万 1, 6 9 0 円、職員人件費、研修旅費及び消防車両並びに通信施設等の維持管理経費などがあります。

1 8 ページをお開き願います。

4 款 2 項非常備消防費、支出済額 6, 4 2 1 万 3, 5 7 8 円、団員報酬、費用弁償など消防団運営に関する経費であります。

1 9 ページを、お開き願います。

4 款 3 項消防施設費、支出済額 1 億 1, 6 4 0 万 2, 7 8 3 円、施設整備費並びに、消防署及び消防団の小型動力ポンプ付積載車、高規格救急自動車購入費などがあります。

2 0 ページをお開き願います。

5 款 1 項公債費、支出済額 1, 7 9 3 万 6, 7 7 0 円、地方債償還金、償還利子であります。

6 款 1 項予備費につきましては、支出はございません。

最終 2 1 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。

1、歳入総額 1 8 億 5, 4 0 0 万 6 千円、2、歳出総額 1 8 億 1 6 8 万 5 千円、3、歳入歳出差引残額及び、5、実質収支額は同額の 5, 2 3 2 万 1 千円であります。

次に、赤番 3 を御覧願います。

赤番 3 は監査委員より提出されました、令和 3 年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算審査意見書でございます、

1 ページをお開き願います。

2 の審査期間は令和 4 年 1 0 月 1 7 日から 1 8 日までの 2 日間、4 の (1) 審査の結果を朗読させていただきます。

審査に付された令和 3 年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び関係証書並びに遠軽地区広域組合指定金融機関の預金残高証明書と符合し、適正であると認めら

れる。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理、財務に関する事務においても全体的に適正な執行がなされていると認められる。とされているものでございます。

赤番4、令和3年度遠軽地区広域組合財産に関する調書、赤番5、令和3年度遠軽地区広域組合一般会計における主要な施策の成果、赤番6、令和3年度事務報告につきましては、御覧いただくことをお願いいたしまして、令和3年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わらせて頂きます。

**○議長（杉本信一君）**

これより質疑を行います。

2番、小形議員。

**○議員（小形秀和君）**

2番、事務報告についてちょっとお伺いしたいところがあるんですけども。

よろしいでしょうか。

事務報告書の赤番6番業務報告書の25ページ。

救急出場件数等がこう記載されまして、不搬送人員、搬送人員ということがございます。

また、ここには交通事故等の出動件数とかありまして、急病のところちょっと照合してみましたところ、搬送人と不搬送人とがございまして、交通事故等は一般的に不搬送人が出たりするのかなと思うんですけども、この急病等で受けて、不搬送人等があるということはどういうことなのかちょっと理解にちょっと苦しむものですから、ちょっと内容等もしくはあれでしたら、問題なければ教えていただきたいかなと。

**○議長（杉本信一君）**

会田消防署長。

**○消防署長（会田政敏君）**

救急に関わる不搬送で、急病のところに関しては、例えば、通報がありまして救急車で行きましたが、症状が改善したとか、いろいろとたくさんあるんですけども、そのようなことが一つの例に挙げられます。

以上です。

**○議長（杉本信一君）**

2番、小形議員。

**○議員（小形秀和君）**

ちょっと数字等も急病とで、こう呼ばれて不搬送とそれと搬送人と数がございまして、急病のところでは合計1,047人がこう救急、急病ということで数字が載っております。不搬送人が78名で、搬送人が972名ということなので、ちょっと数字が合わないかなと思うんですけども、なにか私の計算違いでしょうか。

その辺お願いします。

**○議長（杉本信一君）**

会田消防署長。

**○消防署長（会田政敏君）**

1件の出動で傷病者を軽症の方であれば2名運ぶとか、そういうこともあったりしましてですね、そこは計算ミスではなくてですね、実際の実数、運んだ人数と出場したけれども、不搬送であった件数を載せてございます。

○議長（杉本信一君）

よろしいですか。

○議員（小形秀和君）

あとでお話しさせていただきます。

○議長（杉本信一君）

ほかにございませんか。

質疑なしと、認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、認定第1号「令和3年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第3回遠軽地区広域組合議会定例会を閉会いたします。

10時46分 閉会

議長

杉本 信一

議員

渡辺 清夏

議員

佐藤 昭男